

タイトルだけではわかりにくい、議案の中身を解説！

「議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」って、どういうこと??



“地方議員のなり手不足の解消”を目的にした、制度改正の一環です。



白鳥委員

町村議員の報酬は、家族を養うほど十分なものとは言えません。(周防大島町の場合、月額 206,000 円)。もともとの仕事を続けながら、議員をやる人も多いです。そこでネックになっていたのが、「議員が会社の役員や個人事業主の場合、自治体の仕事を請け負うことはできない」という決まり(地方自治法 92 条の2)。自治体と取引があると、議員活動の公正性確保が難しくなる、ということが理由です。

田舎に行けば行くほど、事業者は少なく、町との請負関係がない業種も限られてきます。
これが、地方議員のなり手不足の原因の一つかも…?



山根委員



柴本副委員長

ということで、国会でも議論が進み、2022年12月、地方自治法の一部を改正する法律が成立しました。
1 年度に300万円以内なら、自治体の事業を請負うことができる、という規制緩和が行われたのです。〔2023. 3. 1 施行〕
請負金額が総売上げの2割以下くらいなら、不祥事は起きにくいのでは?とのことで、この金額になったそうです(個人企業の年間売上高の全国平均が1,300 万円)。

また、勤め人が選挙に立候補しやすくするため、事業主に対して「立候補休暇」を就業規則などに定めるよう促すということも法の附則に加えられました。他の仕事と議員活動を両立させる選択肢を増やそうという動きです。



岡崎委員



吉村委員長



発議第1号
趣旨説明

でも、有権者からすると、「本当に300万円以下の仕事しか、受注してないの?」という疑念が出てくるかもしれません。
その疑念を払拭するためには、請負があったらそれを公表する必要がありますし、国から各自治体に対して、条例で透明性を確保するよう助言もありました。
そこで、今回の条例の制定が必要になったのです。
今回は、議会運営委員会のメンバーから提案し(“発議”といいます)、審議・可決されました。

～ 条例の概要 ～

- ・ 議員は、請負があった場合は、1 年度分の内容をまとめて議長に報告しなければならない。
- ・ 議長は、議員からの報告を一覧にまとめて公表しなければならない。
- ・ 誰でも、議長に対し、一覧の閲覧や写しの交付を求めることができる。